

2. 有床診療所

(1) 居宅を訪問して行う業務について

Q 貴診療所は、患者・居住者の居宅を訪問して行う業務（訪問診療、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導（介護保険）等）を提供していますか。

- 居宅を訪問して行う業務を提供している診療所は27箇所(24.1%)となっている(表13、図9)。

表13 患者・居住者の居宅を訪問して行う業務の提供状況

調査数	提供している	提供していない
112	27	85

(単位：箇所)

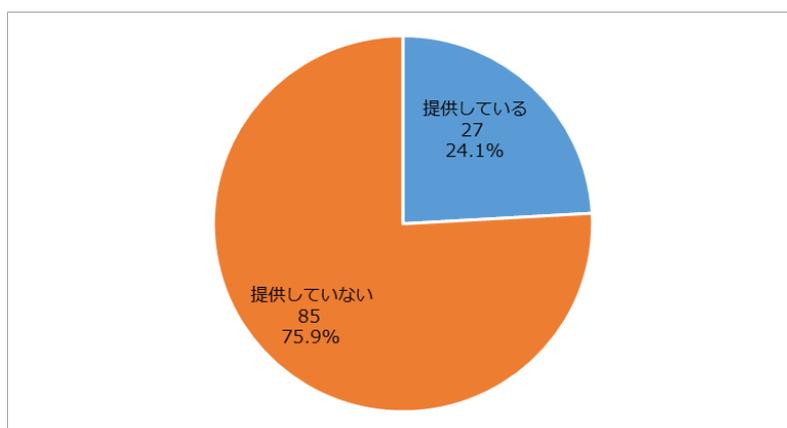


図9 患者・居住者の居宅を訪問して行う業務の提供状況

《患者・居住者の居宅を訪問して行う業務を提供している診療所 27 箇所に聞きました》

Q 介護保険における居宅療養管理指導（介護予防給付付含む）の実施状況についてご記入ください。（平成 29 年 3 月から 5 月）

- 居宅療養管理指導提供している診療所は 14 箇所（51.9%）となっている（表 14、図 10）。また調査期間の 3 か月間で医師が提供したものは、910 人に対し 4,193 回であった（表 15）。

表14 居宅療養管理指導（介護保険）の提供状況（H29.3～5）

調査数	提供している	提供していない
27	14	13

（単位：箇所）

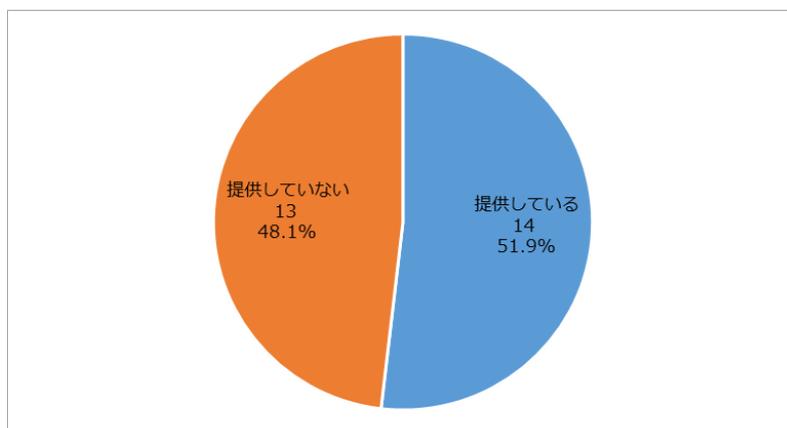


図10 居宅療養管理指導（介護保険）の提供状況（H29.3～5）

《居宅療養管理指導（介護保険）を提供している診療所 14 箇所に聞きました》

表15 医師による居宅療養管理指導（介護保険）の実施状況（H29.3～5）

回答数	実施人数	延べ実施回数
14	910	4,193

(2) 貴診療所における在宅医療の実施状況

《患者・居住者の居宅を訪問して行う業務を提供している診療所 27 箇所に聞きました》

Q 在宅医療の実施状況についてご記入ください。(平成 29 年 3 月から 5 月)

- 往診の合計実施回数は、在宅療養支援診療所が 641 回、それ以外の一般診療所が 40 回であり、在宅療養支援診療所が 9 割を超えている。また、1 施設当たりの平均実施回数も、在宅療養支援診療所が多い (表 16)。
- 訪問診療の合計実施回数は、在宅療養支援診療所が 1,754 回、それ以外の一般診療所が 145 回であり、在宅療養支援診療所が 9 割を超えている。また、1 施設当たりの平均実施回数も、在宅療養支援診療所が多い (表 17)。
- 往診を提供する患者の居住形態をみると、在宅療養支援診療所では同一建物居住者以外と同一建物居住者への実施割合が同程度あった。また、在宅療養支援診療所以外の一般診療所では同一建物居住者への実施実績はなかった (図 11)。
- 訪問診療を実施する患者の居住形態をみると、在宅療養支援診療所の届出の有無によらず、同一建物居住者への実施割合が高くなっている (図 12)。

表16 往診の実施状況 (H29.3~5)

	往診(同一建物居住者以外)		往診(同一建物居住者)		合計回数 (構成比)
	実施施設数	延べ回数 (平均)	実施施設数	延べ回数 (平均)	
在宅療養支援診療所	13	304 (23.4)	12	337 (28.1)	641 (94.1%)
在支診以外	6	40 (6.7)	4	0 (0.0)	40 (5.9%)
合計	19	344 (18.1)	16	337 (21.1)	681

表17 訪問診療の実施状況 (H29.3~5)

	訪問診療(同一建物居住者以外)		訪問診療(同一建物居住者)		合計回数 (構成比)
	実施施設数	延べ回数 (平均)	実施施設数	延べ回数 (平均)	
在宅療養支援診療所	15	656 (43.7)	14	1,098 (78.4)	1,754 (92.4%)
在支診以外	6	39 (11.5)	5	106 (21.2)	145 (7.6%)
合計	21	695 (33.1)	19	1,204 (63.4)	1,899

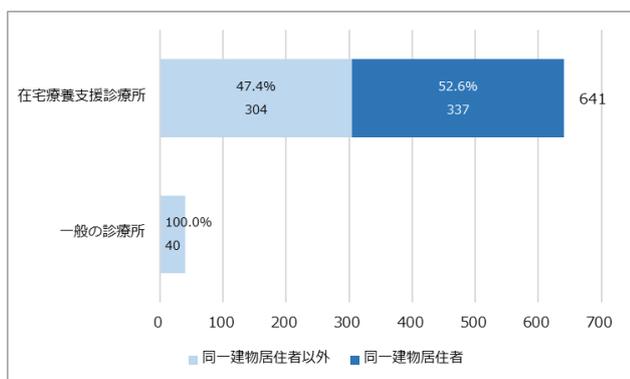


図11 往診の実施状況 (H29.3~5)

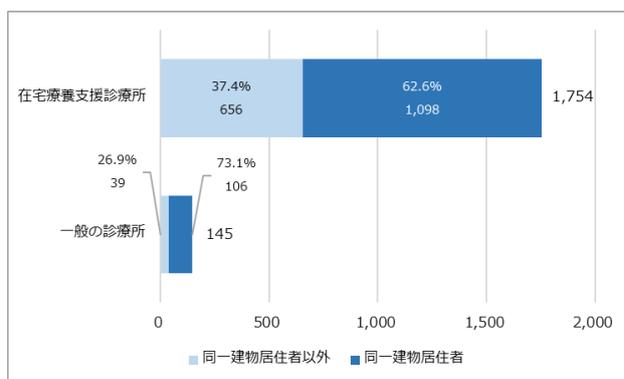


図12 訪問診療の実施状況 (H29.3~5)

(3) 在宅療養支援診療所の届出状況

《患者・居住者の居宅を訪問して行う業務を提供している診療所27箇所に聞きました》

Q 届出の有無について該当する選択肢の番号1つに○をお付けください。

- 在宅療養支援診療所の届出状況を聞いたところ、「強化型」「一般」「届出なし」とともに9箇所ずつとなっている（表18）。
- 「届出なし」と回答した病院の理由をみると、人材確保、24時間体制構築などの問題や診療科にそぐわないといった理由が挙げられた。

表18 在宅療養支援診療所の届出状況

調査数	強化型(単独)	強化型(連携)	一般	届出なし
27	1	8	9	9

(単位：箇所)

(4) 退院時共同指導の実施状況

Q 貴診療所では入院中の患者に対して、退院時共同指導を実施していますか。

- 退院時共同指導を実施していない診療所が 71 箇所 (63.4%) となっており、過半数を占めている (表 19、図 13)。

表19 退院時共同指導の実施状況

調査数	実施している	実施していない	無回答
112	8	71	33

(単位：箇所)

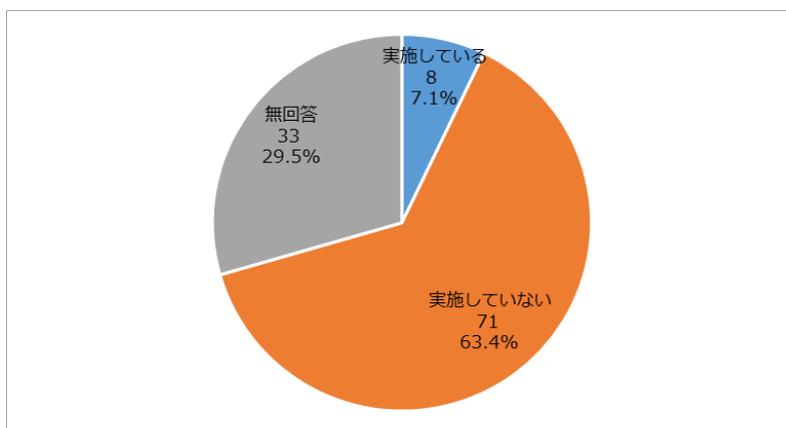


図13 退院時共同指導の実施状況

(5) 連携の状況

《患者・居住者の居宅を訪問して行う業務を提供している診療所27箇所に聞きました》

Q 貴診療所が実施している在宅医療に関して、日ごろから連携している施設はありますか。(文書等による契約以外の連携も含みます)

- 在宅医療に関して他施設と連携している診療所、連携していない診療所ともに13箇所(48.1%)であった(表20、図14)。
- 連携先の内訳は、「他の病院・有床診療所」「居宅介護支援事業所」が最も多く、次いで「訪問看護ステーション」「地域包括支援センター」が7割を超えている(図15)。また、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携にあたっては、9割以上の診療所が患者情報を共有していると回答した(表21)。

表20 在宅医療に関する連携施設の有無

調査数	ある	ない	無回答
27	13	13	1

(単位：箇所)

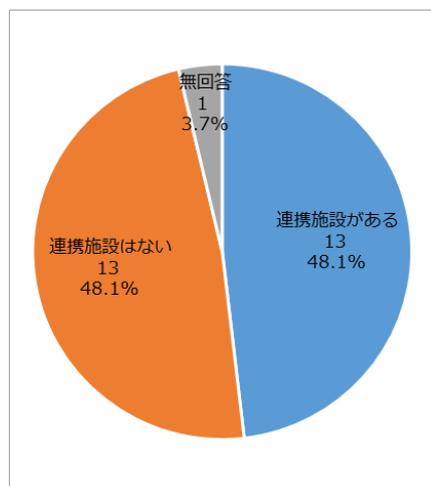


図14 在宅医療に関する連携施設の有無

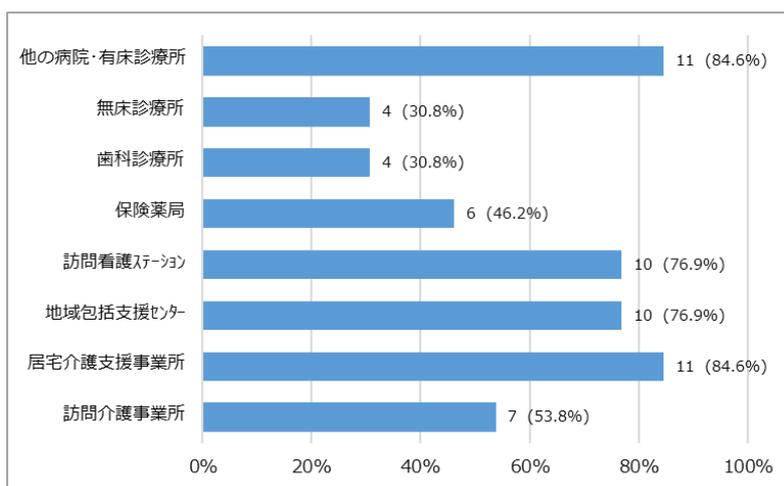


図15 在宅医療に関する連携先施設の種別

表21 在宅医療に関する連携先施設の種別と連携の内容

(単位：箇所)

連携先	該当施設数	連携の内容						
		24時間体制の確保	緊急時の受入れ先の確保	患者情報の共有	訪問歯科、口腔ケアの依頼等	訪問薬剤指導の依頼等	会議・研修会等への参加、協力	その他
他の病院・有床診療所	11	5	10	5	-	-	-	1
無床診療所	4	3	-	2	-	-	-	-
歯科診療所	4	-	-	2	4	-	-	-
保険薬局	6	-	-	3	-	5	-	1
訪問看護ステーション	10	10	-	5	-	-	-	-
地域包括支援センター	10	-	-	9	-	-	8	6
居宅介護支援事業所	11	-	-	10	-	-	-	8
訪問介護事業所	7	-	-	6	-	-	-	4

注釈) 「24時間体制の確保」とは、輪番制や主治医・副主治医制などをいう。また「患者情報の共有」とはICTや退院支援ルールなどをいう。

(6) 在宅におけるターミナルケア・看取りの状況

《患者・居住者の居宅を訪問して行う業務を提供している診療所 27 箇所に聞きました》

Q 過去 1 年間で訪問診療を提供されていた方で亡くなられた方の状況をご記入ください（該当しない場合は 0 をご記入ください）。（平成 28 年 6 月～29 年 5 月）

- 訪問診療を提供している患者のうち、自宅及び施設等で看取りをした件数は年間で 210 件（1 診療所当たり平均 8.75 件）となっている（表 22）。
- 自宅と施設等の場所の内訳をみると、自宅での看取りが 81 件（1 診療所当たり平均 3.68 件）、施設等での看取りが 129 件（1 診療所当たり平均 6.45 件）となっており、自宅と比較し、施設等での看取り件数が多い（表 22）。
- 入院して、入院先で亡くなった件数は 125 件（1 診療所当たり平均 6.58 件）であり、自宅又は施設等で看取りをするケースと比較し少ないため（表 22）、施設等を中心に在宅看取り患者が比較的多いと考えられる。
- ターミナルケアや看取りをする上での課題を聞いたところ、夜間体制の確保やモルヒネの使い方、本人・家族の理解、家庭環境などが挙げられた。

表22 訪問診療を提供する患者の看取り状況（H28.6～H29.5） （単位：件）

	自宅での 看取り	施設等での 看取り	計	入院して 入院先で死亡
1施設当たりの 平均件数	3.68	6.45	8.75	6.58
(有効回答数)	(22)	(20)	(24)	(19)
合計件数	81	129	210	125

注釈) 各集計に当たっては、無回答の調査票を除外した。ただし、自宅及び施設等での看取りの合計件数の集計に当たっては、「自宅での看取り」及び「施設等での看取り」の両設問ともに無回答である調査票のみ除外した。

(7) 在宅医療に対する考え

Q 在宅医療についてのお考えを回答ください。

- 在宅医療に対する考えを聞いたところ、「対応したい」「できるだけ対応したい」を合わせた対応意思がある診療所は、「かかりつけ医として診ている患者からの訪問診療の依頼」が 32 箇所 (28.6%)、「訪問診療を行っている患者の看取り」が 35 箇所 (31.3%)、「初診で、訪問診療を依頼された場合」で 24 箇所 (21.4%) となっている (表 23、図 16)。
- 無回答の診療所が 34 箇所 (30.4%) あり (表 23、図 16)、在宅医療に対する考えがまとまっていない診療所も相当数存在することが想定されるため、今後も在宅医療の周知や対応を促進する施策を検討していく必要があると考えられる。

表23 在宅医療に対する考え

	調査数	対応したい	出来るだけ対応したい	対応は難しい	無回答
かかりつけ医として訪問診療の依頼	112	14	18	46	34
看取りへの対応	112	14	21	43	34
初診で訪問診療の依頼	112	8	16	54	34

(単位：箇所)

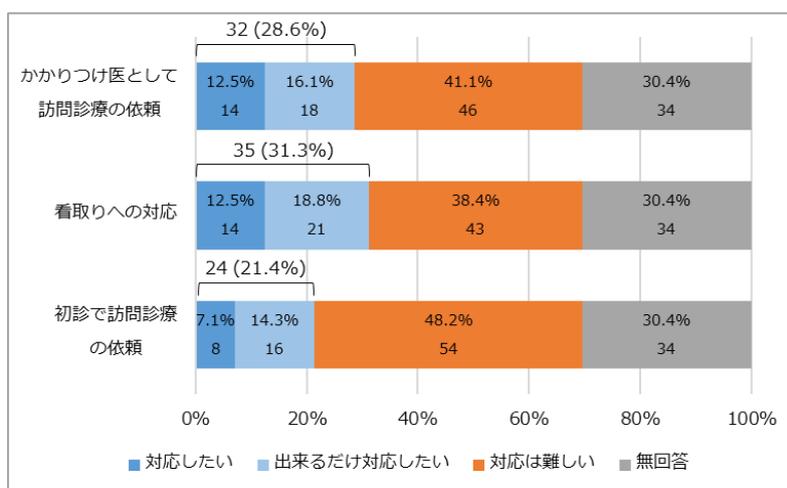


図16 在宅医療に対する考え

(8) 在宅医療の課題について

Q 在宅医療を提供する上での課題について該当する番号を3つまで選んで○を付けてください。

- “千葉” “東葛南部” を除く7圏域において過半数の診療所が「医師の確保」「看護師の確保」を挙げている。
- 圏域ごと「医師の確保」及び「看護師の確保」を課題として挙げた診療所の割合をみると、“印旛” がどちらも80.0%と最も高い。

表24 在宅医療の課題

	千葉県 全体	二次医療圏								
		千葉	東葛 南部	東葛 北部	印旛	香取 海匝	山武 長生 夷隅	安房	君津	市原
調査数	112	22	26	17	10	6	9	11	7	4
医師の確保	56.3	45.5	30.8	70.6	80.0	50.0	66.7	72.7	71.4	75.0
看護師の確保	53.6	45.5	30.8	58.8	80.0	50.0	66.7	72.7	71.4	50.0
24時間対応体制を維持する ための連携機関の確保	32.1	40.9	30.8	29.4	20.0	33.3	44.4	9.1	28.6	75.0
緊急時の入院体制の確保	24.1	27.3	19.2	17.6	30.0	33.3	22.2	9.1	42.9	50.0
診療報酬の引き上げ	13.4	18.2	7.7	17.6	10.0	33.3	-	27.3	-	-
在宅医療に関する 研修機会の確保	8.0	-	7.7	17.6	10.0	16.7	-	9.1	14.3	-
患者の経済的負担の軽減	7.1	4.5	-	5.9	-	16.7	-	27.3	28.6	-
在宅療養患者に関する 医療機関との情報共有	6.3	13.6	3.8	-	10.0	-	-	-	28.6	-
連携する 訪問看護ステーションの確保	5.4	4.5	3.8	-	10.0	-	-	9.1	14.3	25.0
在宅医療に関する 医療機関の認識や理解	5.4	9.1	11.5	-	-	16.7	-	-	-	-
地域住民の在宅医療への 理解を促進するため情報提供	2.7	-	3.8	-	-	-	-	9.1	-	25.0
在宅歯科診療所 との連携の確保	1.8	-	-	-	-	-	-	9.1	14.3	-
在宅患者訪問薬剤管理指導、 居宅療養管理指導を実施している 保険薬局との連携の確保	0.9	-	-	-	10.0	-	-	-	-	-
在宅療養患者に関する 歯科診療所との情報共有	0.9	-	-	-	-	-	-	-	14.3	-
在宅療養患者に関する 居宅介護サービス事業所との情報共有	1.8	-	-	-	-	-	-	18.2	-	-
在宅療養患者に関する 居宅介護支援事業所との情報共有	1.8	-	3.8	-	-	-	-	9.1	-	-
多職種が関与する 退院時共同指導の実施	0.9	4.5	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	8.0	9.1	15.4	11.8	-	-	-	9.1	-	-
無回答	16.1	18.2	23.1	17.6	10.0	16.7	22.2	-	14.3	-

(単位：%)